

喀痰吸引等研修 (第3号研修：特定の者対象)

現場演習および実地研修の進め方

第1版

現場演習と実地研修の進め方

1. 第3号研修の指導者について

第3号研修は特定の方に対して行うための実地研修を重視した研修になります。そのため、特定の者をよく知っている主治医か看護師が指導者になる必要があります。

2. 現場演習および実地研修について

受講者は事前に基本研修の講義8時間とシミュレーター演習1時間を終了しています。指導者は居宅や施設で基本研修の現場演習と実地研修の指導および評価を行います。実地研修は実際に利用者の身体を使用する「医療行為」のため、危険が伴います。実習の進め方について十分理解し、提出書類に不備がないよう受講生とよく確認後、提出してください。

基本 研修	<p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none">・喀痰吸引等研修（第3号研修）の動画視聴後に筆記試験を行い、正解率9割以上で合格。 <p>【シミュレーター演習】</p> <ul style="list-style-type: none">・シミュレーターを使用した演習（1時間）を実施。 <p>【現場演習】</p> <ul style="list-style-type: none">・シミュレーター等を使用して実施。・対象者に合わせた現場演習を通して、指導者による評価により問題ないと判断されるまで繰り返し演習を行う。（評価表の全項目が1回「ア」になること）
実地 研修	<p>【実施研修】</p> <ul style="list-style-type: none">・実際に対象者に実施。・指導者が指導（必要に応じ医師・看護師と連携した経験のある介護職員および本人・家族が指導の補助）を行い、指導者による評価により問題ないと判断されるまで研修を行う。（評価表の全項目が連続2回「ア」になること）・指導者の指導は初回および状態変化時以外については「定期的」に実施。

※指導者として担当する部分

※基本研修免除の受講者に対する実習指導は、「法令上、実地研修のみ行って良い」となっていますが、安全性を考慮し現場演習を行った上で実地研修を行うこととしています。

3. 書類の作成と確認について

実習を行うにあたり、複数の書類作成や確認をする必要があります。書類に不備があると実習が進まないこととなります。また、法令で定められた書式等もあり、指導者も十分理解しておく必要があります。

(1) 喀痰吸引等手順書と評価表の作成について

- ・第3号研修は「特定の者にその人に合った個別的な医療ケアを行う」ことであるため、その人に合った個別的な手順書を作成し、それを元に実習を行うこととなります。
- ・指導者は、「喀痰吸引等手順書」とその項目に対応した「評価票」を作成する必要があります。
- ・「喀痰吸引等手順書」は手順だけを記載するのではなく、観察項目や中止基準、緊急時の対応方法、連絡先などが記載されているものを受講者とともに指導者が作成してください。

(2) 喀痰吸引計画書（現場演習・実地研修予定表）の確認について

「喀痰吸引計画書」は受講者が作成します。指導者は確認と助言を行って下さい。

(3) 研修用の介護職員等喀痰吸引等指示書について

- ・現場演習と実地研修を始める際、毎回、研修用の「介護職員等喀痰吸引等指示書」を確認して下さい。
- ・この指示書は主治医に記載してもらいます。受講者が用意して下さい。

4. 現場演習について

現場演習では、対象者が使用している物品、機材を用いて指導者の下でシミュレーター演習を行います。現場演習の段階では絶対に対象者に対して演習を行ってはいけません。

(1) 現場研修の評価基準について

作成した手順書の通りに実施でき、「現場演習評価票」のすべての項目について1回、評価結果が「ア」になった場合で、指導者が問題ないと判断した場合に演習の終了が認められます。

以下の3段階で評価し、評価票に記載します。

ア	手引きの手順通りに実施できている。
イ	手引きの留意事項・考えられる主なリスクに記載されている細目レベルで手順を抜かしたり間違えたりした。
ウ	この項目を抜かした。

(2) 現場演習の実施手順

- 受講者は研修申込み時に、演習開始に必要な書類を提出します。当施設で審査を行い、修正があれば再提出をします。
- 受講決定がなされたのち、喀痰吸引計画書（現場演習・実地研修予定表）に沿って、指導者は対象者の居宅や施設等で対象者が使用する吸引器等を用いて、演習シミュレーターにて実演を1回行います。
- 受講者は対象者が使用する吸引器等を用いて、演習シミュレーターで演習を実施し、指導者は受講者に対して観察と指導を行います。
- 指導者は演習実施毎に「現場演習評価票」を記録するとともに、毎回受講者と一緒に振り返りを行い、次の演習の改善点や「手順書」の改訂を行います。現場演習の評価表は必ず「ア、イ、ウ」で評価します。
- 手順書のとおり実施でき、「現場演習評価票」のすべての項目について評価結果が「ア」となった場合で、指導者が問題ないと判断した場合に演習の終了が認められます。

(3) 演習用シミュレーターについて

当施設から貸し出しを行っています。

5. 実地研修について

現場演習修了後に実地研修を行います。実地研修では指導者の指導の下、対象者に医療行為を行います。少しでも不安があるようなら実施せず、自信が持てるまで現場演習をくり返し行って下さい。

(1) 実地研修を行う際の書類確認について

実地研修では実際に対象者に対して医療的ケアを行います。実施の際は、毎回記載内容と下記の書類が揃っているかの確認を行って下さい。

- 介護職員等喀痰吸引等における医師の指示書
- 喀痰吸引等研修計画書（現場演習・実地研修予定表）
- 喀痰吸引等手順書
- 喀痰吸引等研修に係る利用者同意書

(2) 実地研修の評価について

作成した手順書通り実施でき、2回連続「実地研修評価票」のすべての項目について評価結果が「ア」となった場合で、指導者が問題ないと判断した場合に実地研修の終了が認められます。

以下の4段階で評価し、評価票に記載する。

ア	1人で実施できる。
イ	1人で実施できる。評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。実施後に指導した。
ウ	1人で実施できる。評価項目について手順を抜かしたり間違えたりした。その場では見逃せないレベルであり、その場で指導した。
エ	1人で実施を任せられるレベルではない。

(3) 実地研修の実施手順

- 指導者は「喀痰吸引等研修に係る利用者同意書」「介護職員等喀痰吸引等研修における医師の指示書」「喀痰吸引等研修計画書」「喀痰吸引等手順書等の書類」を確認の上、対象者の状態像を踏まえて、喀痰吸引等を行う部位および全身状態を観察し、受講者の実施可否を判断の上、指導者は該当行為の実演を行います。
- 受講者は指導者の指導の下、対象者の状態の安全等に注意しながら実地研修を行います。
- 指導者は実施研修実施毎に「実地研修評価票」を記録するとともに、毎回受講者と一緒に振り返りを行い、次の研修実施の改善につなげます。また、受講者の喀痰吸引等に関する知識および技能の到達度を踏まえながら指導を継続して下さい。実地研修の評価には必ず「ア、イ、ウ、エ」で評価します。
- 手順書のとおり実施でき、「実地研修評価票」のすべての項目について評価結果が「ア」となった場合で、指導者が問題ないと判断した場合に実地研修の終了が認められます。
- 実地研修終了後、指導者は「実地研修実施状況報告書」を「現場演習評価票」、「実地研修評価票」とともにカルガモの家に速やかに提出して下さい。

6. 実習指導の際の注意点

現場演習および実地研修を行う際、法令で定められた範囲で指導する必要があります。もう一度確認を行って下さい。

喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る）【法：第2条第2項】

法第二条第二項の厚生労働省で定める医師の指示の下に行われる行為は次のとおりです。

- 一、口腔内の喀痰吸引
- 二、鼻腔内の喀痰吸引
- 三、気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四、胃瘻または腸ろうによる経管栄養
- 五、経鼻経管栄養

○同条第1号及び第2号に規定する喀痰吸引については、咽頭の手前までを限度とすること。

○同条第4号には、胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことの確認を、同条第5号の経鼻経管栄養の実施の際には、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ）が行うこと。

(1) 喀痰吸引研修で注意すべき点

- 口腔内、鼻腔内の吸引では、咽頭より奥の気道の喀痰吸引は行ってはならない。吸引時に嘔吐反射がある場合は咽頭に達していると考えられる。咽頭部より先が吸引できないため、排痰促進法（体位ドレナージやスクイーミング等）を併用しないと十分に排痰ができないことが多い。指導の際は排痰促進法も同時に指導する必要がある。
- 気管カニューレ内部の吸引では、気管カニューレ下端より先で吸引を行うと、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど危険性が高いことから行ってはならない。この場合も排痰促進法を指導する必要がある。
- 気管カニューレ内部の吸引は、サイドチューブ付きの気管カニューレの場合、サイドチューブの吸引は行ってよい。

(2) 経管栄養の研修で注意すべき点

- 経鼻経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃内に挿入されていることの確認については、判断を誤れば重大な事故に繋がる危険性があることから、受講者の実施の許容範囲としないこと。具体的には注射器で空気を送り込み聴診して確認することや、胃液を吸引して確認することをさせてはならない。ただし、知識として伝えることは可能。固定位置の確認と口腔からの目視によるチューブ抜けの確認は行うことができる。